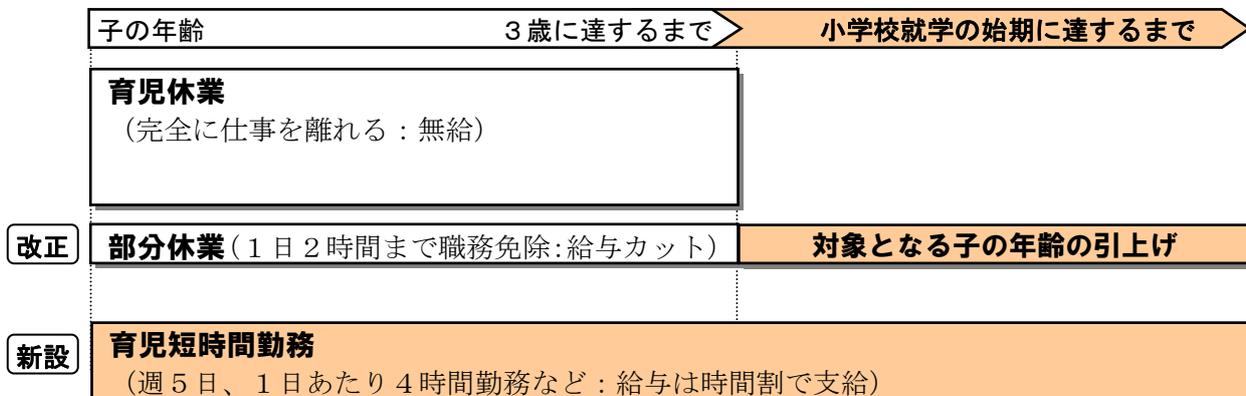


## 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（市第64号議案）

### 1 「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正による制度改正内容（※ 制度については、法律事項）



### 2 条例の主な改正内容（※ 制度の運用に関する事項については、条例事項）

#### (1) 育児短時間勤務制度に係る運用規定の追加

法律において「条例で定める」とされている事項について規定を追加します。

〔第7条の2〕～〔第7条の10〕

##### 【条例で定める勤務の形態】

・土日を勤務を要しない日とする職員

	勤務日・勤務時間	勤務を要しない日
ア	週5日 1日あたり4時間（週20時間）	土日
イ	週5日 1日あたり4時間45分（週23時間45分）	土日
ウ	週3日のうち2日 1日あたり7時間45分 1日 1日あたり4時間（週19時間30分）	土日と月～金のうち2日

・その他の職員

	勤務日・勤務時間	勤務を要しない日
ア	1週間当たり20時間、23時間15分又は23時間45分	4週間毎に8日以上
イ	1週間当たり20時間、23時間15分又は23時間45分	4週間以下の期間につき1週間当たり1日以上

#### (2) 育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整

職務に復帰した場合において、その育児休業の期間のうち、勤務したものとみなす期間を求めるための換算率を、「2分の1」から「100分の100以下」に改正します。〔第6条〕

### 3 附則

#### (1) 施行期日

公布の日（ただし、育児短時間勤務については平成20年4月1日とします。）

#### (2) 関係条例の改正

育児短時間勤務の導入に伴い、次の条例に育児短時間勤務に係る規定を追加します。

- ア 横浜市一般職職員の給与に関する条例
- イ 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
- ウ 横浜市退職手当条例
- エ 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例
- オ 横浜市一般職職員の休暇に関する条例
- カ 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- キ 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例